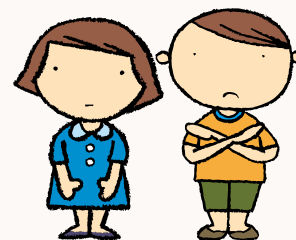


暴力の連鎖を なくすために、 いまでできること



◆目次

はじめに	3
この冊子について	4
暴力の連鎖をなくすために、 いまできること	5
応援メッセージ	6
第1章	
DVにさらされた子どもの影響	
現状報告① 法律、現場の視点から	11
メンバーのコメント	18
第2章	
DVにさらされた子どもの影響	
現状報告② 心の側面から	21
メンバーのコメント	28
第3章	
DVにさらされた子どもの影響	
現状報告③ DVサポート・シェルターの活動から	21
メンバーのコメント	37
“DVの次世代への連鎖を食い止める研究会” で紹介されたプログラムや団体	42
DVの次世代への連鎖を食い止める 研究会メンバー	43

はじめに

この研究会を主催することになったAWSはDV被害をうけた当事者グループです。

いままで相談事業やシェルターを運営して、多くの被害女性たちと関わってきました。長くさまざまな支援活動をしてきたなかで私たち当事者がとても懸念してきたことのひとつは、次世代の子どもたちへのDVの連鎖に関してでした。

子どもへの次世代連鎖を食い止めるために孤軍奮闘しているたくさんの方々の見えてきました。そうした点の努力をつなぎ合わせ、線にし、また面としてひろげていくためにこの研究会を開催したいと呼びかけをおこないました。

この研究会は子ども支援の方々やメディア、法律家、研究者の方々など、さまざまな分野から、今までこの問題にあまりかわりなかった方々にもおいていただいています。

私たちに課せられているのは、女性や子どもへの暴力の根絶という大変普遍的で、かつ重要な課題の解決です。

研究会では、それぞれの違う立場の方々の自由な発言を通して、お互いの経験知が積み重なり、皆様の活躍の場で新しい考え方や視点が生まれ、また新たな連携やムーブメントが醸成されてくるのではないかと、ということを期待しています。

この3回の研究会を通して、暴力のない社会にむけて、新しい方向性を見い出す糸口になればと考えています。

DVの次世代への連鎖を食い止める研究会
コーディネーター
AWS創設者、全国女性シェルターネットワーク理事

野本 律子

この冊子について

連日のように報道される、子どもたちへの暴力や虐待に心を痛め、暴力の中で育つ子どもたちへの影響の大きさは、日本社会の大きな損失につながる問題であります。

DV 被害者家庭の子どもたちの悲惨な現状とこれらのサポートや対応に追われる方々のご苦勞を目の当たりにし、暴力の連鎖をなくすために「DV の次世代への連鎖を食い止める研究会」を立ち上げました。

DV 被害者の子どもたちが如何なる状況下におかれてきたか、現状としての行政対応の実態や山積された対処しきれぬさまざまな問題情報を当事者、サポーター、行政担当者の方々の問題に留めず、問題解決への糸口を他分野の方々と情報共有しながら連携しながら、参加者の方々とラウンドテーブル形式で意見交換し議論をしまりました。

想像以上に「DV の次世代への連鎖」に関する実態を当事者や関係者以外では、学生、企業人、メディア、政策研究者など一般社会だけでなく、ごく一部の報道関係者以外はほとんど認識されていないことが分かりました。そして「DV 被害者」の存在が身近な問題と言う意識が全く無いようでした。この問題を社会全体の問題としてもっと他分野の方々の協力を求めながら、社会的問題として伝える工夫の必要性を再認識しました。

現場の実情情報と現状問題整理された情報バンクの必要性やこの分野の社会構造の変革の足がかりとなる為にも俯瞰的視点でのラウンドテーブルが望ましいと考えます。

まずは、さまざまな社会問題で取り組まれている各種の「キャンペーンリボン」(アウェアネス・リボンの着用や使用でさりげなく社会運動や社会問題への支持や賛同の表明)を社会的問題提示として研究会メンバー「POCO21」の木村編集長に雑誌企画として記載頂きました。今後も他分野との協力、連携の取り組みを試みたいと考えます。

DV 被害者の子どもたちが苦しみと恐怖の中で孤立することのない安全で安心な社会で活力ある希望のある人生を目指せる為、どの子にもチャンスのある社会に、皆さまとともに近づけたいと考えます。

DV の次世代への連鎖を食い止める研究会
コーディネーター・企画アドバイザー
社団法人日本家庭生活研究協会常務理事

西田 陽光

暴力の
連鎖をなくすために、
いまでできること



DVの次世代への連鎖や影響について自分の問題として考え、行動を起こしている方々から力強い応援メッセージが届きました。

将来の日本の宝である子どもたちを守るためにも、「DVの次世代への連鎖を食い止める研究会」の活動を応援します。子どもたちに対する直接的な虐待だけでなく、父と母の間のDVも、子どもには大きな影響を与えます。また、家族に対する無関心（ネグレクト）も大きな問題です。地域のつながりが薄くなってきている今日の社会において、ご近所さんをはじめとする周囲が常に「見守って」あげられること、そして家庭内で問題が起こったときにいつでも相談できる人たちがいることが、虐待の連鎖を断ち切る大きな力になります。そうした社会づくりに、わたしも積極的に参加したいと思っています。

衆議院議員 細野豪志



昭和46年8月21日生まれ。京都大学法学部卒業、三和総合研究所研究員（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を経て衆議院議員となる。環境大臣、原子力発電所事故収束・再発防止担当大臣、内閣府特命担当大臣（原子力行政）、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、民主党政策調査会長を歴任し、2012.12月から民主党幹事長を務める。

「殺すゾ」

首をゆつくりと絞められ、30歳を超える包丁は、今にも太ももに突き刺さんばかりの状況。

次第に、喉元までじわじわと迫ってくるその刃に青ざめる小さな男の子…

これは私が小学生の時の話。継父からの虐待に苦しむある日の光景です。

当時は、幼い兄弟を守らなければならないという強い思いだけが、生きる源でした。あの頃の母は一種のマヒ状態。正常な思考回路ではありませんでした。

しかし、人は、自分に被害が及ばないように一種の防衛反応がでることがあり、それが、見て見ぬふりであったり、一緒にDVに加担してしまうことに繋がるのです。だからこそ、第三者の支援が必要。

声なき声を拾いあげるこの活動を、私は応援します。

NPO法人若者就職支援協会 理事長 黒沢一樹

1981年山口県出身。中学校卒業後、50社に迫る企業に就業。現在、明治大学のリバティアカデミーで講師を務める。キャリア・コンサルタント。朝日新聞、NHK、他掲載多数。著書に「ネガボシ就活術」、「ミッションから見たNPO（共著）」他



ドメスティックバイオレンスに苦しんでいる人たちに、何としても助け、支えてゆかなければなりません。この犯罪は、家庭内など密室で発生するため見えにくく、物理的、心理的な方法で人を追いつめてゆくなど、最も卑怯なものです。「卑怯なことはしてはならない」という日本人の基本的な価値観をすべての国民が認識し、「傍観者にもなってはならない」「助力を惜しんではならない」という日本人が本来備えている美德を発揮して、日本からDVをなくしてゆきましょう。一人一人の勇気が、社会を変える力になります。一歩踏み出す力が、卑劣な犯罪に苦しむ人たちの救出につながります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

衆議院議員 大岡敏孝

滋賀県第一選挙区選出 40歳
元スズキ社員 静岡県議（2期）浜松市議（1期）中小企業診断士

約30年前に横浜で起きた「浮浪者連続襲撃事件」。犯人の元少年のその後を調べたことがあります。暴力やネグレクトなどを受けて育ち、それが事件の遠因になったことが、取材を通じて浮かび上がりました。幸い、周囲の献身もあって、彼は更生の歩みを進めました。そうした例ばかりではないことは周知の通りです。暴力の「連鎖」を食い止めるためにも、たとえば、大人たちが普段から、お互いを尊重し、意見が違っても言葉を尽くして話し合う姿勢を子供に見せることが大事だと、親業を通じて痛感します。子どもたちが健やかに育つ環境づくりのため何ができるか。メディア企業の一員として、また地域の一員として考え、実行していきたいと思えます。研究会に期待申し上げます。

朝日新聞東京本社 デジタル事業部員 山本晃一

朝日新聞東京本社 デジタル事業部員（フォトアーカイブ担当）。1967年生まれ。1990年朝日新聞に入り、青森、横浜支局を経て、東京、名古屋、西部（福岡）の各経済部などで経済分野を中心に取材。2009年からデジタル・コンテンツ関連部門に移り、朝日新聞デジタル（電子版）や、被災地向けニュース協力に従事。2女児の父。プライベートでは子育てや環境、人権関連などのNPO活動にもかかわる。



子どもの目の前で夫が妻に対して暴力を加えることは虐待（心理的虐待）に当たります。虐待を受けた子どもは精神的に深刻な影響を受け、人生を前向きに生きていくことが困難になることが少なくありません。中には、誠に残念なことに犯罪に走ってしまうこともあります。

平成22年2月、暴力を振るっていた元交際相手の女性の姉と友人を殺害した石巻殺傷事件の18歳の少年は、幼少時母親から暴力を受けていましたが、少年は裁判で母親が幼い自分ではなく暴力を振るう男性に好意を寄せていたと感じた、そのため「（元交際相手の女性に）暴力を振るう

地域社会が薄れてしまったこの社会において、子供達を取り巻く環境をもっと見詰め直すことが必要です。叱ってくれる知らないおじさん、ランドセルを預けられる隣のおばちゃんなど、昔は地域の人に持ちつ持たれつで喜びも辛さも分かち合い、また分担されていたように感じます。

人は環境に良くも悪くも左右される動物です。その意味でも、住まいの作られ方、職場の環境など、生活のあり方に関係してくる根本的な部分に対しても、もう一度考えていく必要があるのではないかと考えています。

そして大人だけがこの問題を考えるのではなく、高校生や大学生などつい最近まで当事者であった若者にこそアイデアの提案やアクションを起こせる機会を創っていくべきだとも思っています。日本を受け継いでいく子供達の環境をより良いものにしていく活動を応援しております！

コトラボ合同会社 代表、関内イノベーションイニシアティブ株式会社 取締役

NPO法人アクションポート横浜 代表理事、NPO法人さなぎ達 理事 岡部友彦

2004年から横浜寿町を拠点に地域活性化プロジェクトを行う。街の資源を有効活用し、街に新たな産業を創る取り組みを行っている。代表的な試みとして、簡易宿泊所を旅行者向け安宿に変貌させたYOKOHAMA HOSTEL VILLAGEや、大学と連携し学生の地域で体験しながら学びを得る環境“かどべや”の運営、社会的弱者の社会復帰をサポートする環境づくり事業ほか。



自分も間違っているとは当時は思いませんでした」と述べています。子ども虐待、子ども虐待であるDVをゼロにしなければならないのです。

NPO法人シンクキッズ 代表理事

後藤コンプライアンス法律事務所 弁護士 後藤啓二

昭和57年4月警察庁入庁。内閣法制局参事官補佐、警察庁生活安全局理事官、大阪府警察生活安全部長、愛知県警務部長、内閣参事官（安全保障・危機管理担当）等を歴任し、平成17年警察庁退職。現在、後藤コンプライアンス法律事務所代表。

警察庁勤務時、ストーカー、DV、トラフィッキング、子ども虐待等子どもと女性を守るための対策を警察が積極的に取り組むことを打ち出し、ストーカー規制法、児童ポルノ禁止法、「大阪府安全なまちづくり条例」、「大阪府迷惑行為防止条例」、「愛知県安全なまちづくり条例」等の立案・制定・その実現に向けた運動に携わる。

応援メッセージ

DVの次世代への連鎖を食い止める研究会 概要



第1回研究会

日 時：1月11日（金）15:00～17:00

場 所：日本財団

テーマ：DVにさらされた子どもの影響
現状報告① 法律、現場の視点から

第2回研究会

日 時：2月8日（金）18:30～20:30

場 所：東京ウィメンズプラザ 視聴覚室

テーマ：DVにさらされた子どもへの影響
現状報告② 心の側面から

第3回研究会

日 時：2月22日（金）15:00～17:00

場 所：日本財団

テーマ：DVにさらされた子どもへの影響
現状報告③
DVサポート・シェルターの活動から

-
- 主催・事務局：AWS（被害女性当事者の視点を中心にした相談支援、学習会、グループ活動等を実施）
 - 後援：社団法人日本家庭生活研究協会、特例財団法人国際平和協会
 - 助成：東京ウィメンズプラザ 24年度 DV 被害者支援助成事業

第1章

DVにさらされた子どもの影響

現状報告①

法律、現場の視点から



DVにさらされた子どもの影響

現状報告① 法律、現場の視点から

発題者1 戒能民江さん お茶の水女子大学名誉教授・客員教授

発題者2 横田千代子さん 社会福祉法人婦人保護施設いずみ寮 施設長
全国婦人保護施設等連絡協議会会長
東京社会福祉士会理事

戒能民江 (かいのう たみえ)

■子どもは「被害者」ではなく、「同伴家族」に過ぎない

私は、ジェンダー法学の研究者として発言させていただく。子どもにとって、DVの影響は、大人になってからもずっと影響が続くことがある。自分が苦しい状況に置かれているのは、母親がDV被害を受けたせいだという恨みつらみがつってゆく。引きこもりになるなど、将来にわたり、深刻な影響が及ぶ場合がある。

日本のDV防止法は2001年に制定され、一部改正を経て、保護命令の対象が同伴する子どもにも拡大された。しかし、子どもは、DV防止法では直接の被害者ではなく、DVの一時保護および保護命令の効果拡大の対象になる同伴家族に過ぎない。

公的なシェルターに入る女性のうち、単身者と子どもを同伴する被害者の割合は半々である。一時保護される子どものうち、乳児や幼児を合わせると全体の6割以上を占めている。男の子場合、中学生以上になると、ほとんど一時保護所に入れず、母子分離の状況に置かれてしまうという問題がある。

平成13年～24年までの間に、全国で保護命令が発令された件数のうち、半分は、子どもへの接近禁止命令が同時に出されており、いかに多いかがわかる。

DV法は、子どものための福祉という意味合いで制定されているわけではない。子どもはあくまで、母親と一緒に連れて逃げてきた同伴家族に過ぎず、子どもへの接近禁止命令も母親の安全を守るために制定されたものであり、子どもが独自に申し立てることはできない。

■問題が多いDV被害者と加害者の面会交流

また、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(2012)を見ると、「DVに苦しんでいるにもかかわらず、なぜ別れなかったのかについて、理由をたずねている。「子どものために」という回答がトップに来ており、最も多い。又エックの「男女共同参画統計データブック2012年版」によれば、離婚件数は25万件だが、離婚調停申し立て理由を見ると、第1位が性格の不一致、第2位は暴力をふるうだが、生活費をわたさない、精神的虐待、異性関係、家庭を捨てて顧みない、酒を飲み過ぎるなども含めると、ほとんどDVが原因になっているといえる。

DVの場合、子連れ離婚は、父親との面会交流が問題になる。1964年に、東京家庭裁判所の審判で、初めて面接交渉が承認された。

2011年に民法が改正され、第766条には、「父又は母と子との面会及びその他の交流」(面会交流)が明示されるとともに、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が、明記された。面会交流は、どんな場合でもやりなさいと書いてあるわけではない。

DV被害者が加害者との面会を余儀なくされた場合、再び暴力を振るわれる危険がある。子どもが独自に異議を申し立てすることは、もちろんできない。面会交流の審判例がどのくらいあるのかはわからないが、家庭裁判所は、子の福祉を侵害する特段の事情がない限り、原則として面会交流を促進する方針をとっている。面会交流を禁止・制限する場合は、被害者である母親の側が、暴力行為が存在し、子どもへのためダメージが大きいことを証明しなければならないなど、ハードルが高い。

しかし、現状では、なかば強制的に面会交流をさせられている状況があり、DVの要素が忘れ去られ

かいのう たみえ
戒能民江

Profile

「女性に対する暴力」問題を中心に、国際的な動向や歴史的展開を視野に入れながら、男女平等政策の現状と課題について検討するとともに、国及び地方自治体の男女共同参画・DV政策形成へ参画。性暴力禁止法ネット共同代表。研究テーマは、「女性に対する暴力研究」「フェミニズム法理学論研究」。

てしまうということを、弁護士さんから聞いている。ハーグ条約加盟も含めて、子連れ別居の制限などの動きも出てくるのが考えられ、今まで蓄積してきた DV 対応が外堀から埋められてしまうという転機にさしかかっている。

■子どもや母親の安全・福祉を考慮しない面会交流の決定

現状では、DV が子どもの福祉にどんな影響を与えるかについて、考慮していない。DV が、面会交流を制限する直接の根拠にはなっていない。だから、DV が子どもの福祉をいかに侵害しているかについて、母親の側が証明しなければならない。

DV があったかどうかについては、被害女性の証言だけでは、客観性がないから認められないという考えがある。これと同じで、家庭裁判所の調査官が、直接子どもにヒアリングをするなど、第三者による証明がないと認められないというのが現実である。しかも、調査官の調査は 1 回で終了するとのことである。

裁判所は、DV 防止法の保護命令が身体的暴力を原則にしていることもあり、精神的暴力や性的な暴力は、あまり考慮していないのではないかと思う。

家裁は、「禁止制限すべき事由が認められない限り、原則としては面会交流をすすめる」というのが、基本方針である。

面会交流をすることによって DV が継続してしまうのではないか、子どもや母親の安全は守られるのか。現状では、面会交流をせざるを得ないという流れになっており、子どもに対する面会交流の影響は考慮されていない。

また、子どもの意思が反映されているのかという点も重要である。

■日本と台湾、韓国との比較

韓国と台湾は、日本より一年早く DV 防止法を制定した。日本との大きな違いは、日本が「配偶者暴力防止法」となっているのに対して、韓国と台湾では「家庭暴力防止法」となっている点である。

韓国の DV 防止法は、高齢者と子どもに対する虐待を含めているが、子どもについては、行政の管轄は別建てになっている。また、2011 年の法改正で、被害者保護命令制度が導入され、退去命令、接近禁止命令、親権行使停止命令、緊急保護命令が、発令できる。

台湾には、「DV 防止センター」が、数か所の主要都市に設置されており、子ども支援センターもある。台湾の保護命令の場合、子どもの保護の規定があり、必要な場合には面会交流を禁止している。離婚手続きも、DV の場合は和解、調停はしてはならないと定めており、面会センターも DV センター内に設置されている。

両国では、就学支援、教育支援など具体的な支援が行われており、DV 防止法に予防教育が位置付けられている。

■日本の DV 防止法改正の課題

現在の DV 防止法は、根本から見直さなければならないと考えている。第一に保護命令の対象範囲の拡大、第二に被害者支援の仕組みの再構築、第三に加害者が放置されている問題がある。保護命令に違反した場合に、初めて犯罪として認識されるが、実刑にはなかなかならない。また、実刑を受けても量刑が軽いので、元妻に報復したり、次のターゲットに目を向けたりということが起こる。加害者に対して、法的責任を明確にした上で、再教育プログラムを考えていく必要がある。

一方、予防教育については、デート DV に関する教育として行われているが、これだけでは不十分である。

現在、内閣府が被害者支援や、保護命令の問題などについて、見直しの検討を行っているが、これ以外に改正の動きはない。従って、こちらからどう働きかけていくかが重要である。



横田千代子 (よこた ちよこ)

■ 婦人保護施設とは

婦人保護施設は売春防止法とDV防止法を根拠法にしている日本でたゞひとつの女性保護事業である。その対象になっている女性たちは、売春防止法第5条の違反によって検挙され居所がない、貧困のために家族と良好な関係が築けない、障害（知的・精神的など）があり、生きづらさを抱えている等による理由による。最近、夫（内夫）から、家族から、その他の人から暴力・性暴力被害を受け、入所する女性たちが増えている。

■ DV被害の具体的な事例

具体的な事例を紹介したい。

Aさんは、幼少期から義理の父による性的虐待を受け、その後複合的な性暴力被害に遭ってきた。その当時の被害を思い出し、怖くて夜眠ることができず、施設に入所して安全・安心な環境が保障されてもむしろ不安を感じるという。

DVから逃れてきたBさんは、夫に暴力を振るわれている自分に対して子どもたち3人が手をつないでかばってくれたという。子どもたちも父親から暴力を受けていたが、「このままここにいと殺される。逃げて！」と自分に言ってくれたので、勇気を出して逃げてきたという。施設にたどり着いたBさんは、声をかけただけで泣いてしまうという不安な状況だった。

その後、自分を守ってくれた二人の子どもが犯罪者として服役するという生活状況に追い込まれる悲しい状況になったが、暴力被害のすさまじい中、一番辛いときに母を守ってくれたのが、子どもたちだったという。

30代後半の女性Cさんは、暴力によって家族全体が破壊され、生活の中で共に生きることができなくなったケースである。父親から殴られていた母親のことが忘れられないし、Cさん自身も、殴られることが多々あり、恐怖を感じていたという。その後家族から離れ出会った男性からも暴力を受け、人間を信じるのが怖くなった。自分らしく生きることが奪われ、本来の姿を見せることができなくなっていった現在、PTSDの入院治療を受けている。治療により心に深い傷を負っていることわかり、少しずつでは

あるが、自分を取り戻してきている。

■ 悲惨な子どもの事例

次に、子どもの事例を紹介したい。

小学校低学年のA君のケースでは、夫からの暴力で母親が頭に包帯を巻き児童同伴で入所。心に大きな傷を負ってきたであろう児童が、男子学生と庭で遊んでいた時、きれいに咲いているたんぽぽの花をこごとく力をこめて踏みつぶした。児童から出てきた「死ね！」という言葉が胸を打った。母親への暴力の現場を見ていたであろう、また、自分自身も暴力を振るわれていたであろう彼の心中を察すると、ケアが必要であることを痛感した。

B君のケースでは、入所時から母親をなじったり、蹴ったりといった行動に出た。家庭では、彼にも暴力が振るわれていた。

C君のケースでは、3週間施設に滞在。退所するときには、野球選手になりたいと言っていた。その後、母親に男性ができて反抗。そのレジスタンスは打ち砕かれ、母親の同棲が始まった。目の前で性的な関係を見ていたであろうことが推察される。その後、犯罪に手を染め、少年院に入った。

Dちゃん（小5）のケースでは、夫が、妻にいやがらせをするために、Dちゃんに暴力をふるっていた。バレエの発表会に出るのが夢だったDちゃんは施設の中でダンスを披露してくれた。ささやかな発表会であったが、かわいい姿で踊ってくれた。その後、施設を出た後に登校拒否・拒食などの連絡が入ったが、間もなくして学校の屋上から飛び降り、命を失ったと



Profile

よこた ちよこ
横田千代子

1984年、婦人保護施設「いずみ寮」に指導員として就職。1999年から施設長に就任。

さまざまな課題を抱え、社会の中での適応が困難になった女性たちに対し、日常生活の支援、就労支援、健康・栄養支援、余暇生活支援などを行う。利用者の「暮らしづくり」をテーマに、地域の人々との交流にも力を入れている。「性暴力禁止法をつくらう」ネットワークを立ち上げ、2009年8月には、「ポルノ被害と性暴力を考える会」を仲間と共に立ち上げ活動をしている。

いう悲しい知らせをうけ、やりきれない思いでいっぱいであった。

子どもが大人の暴力に遭う中で踏みにじられていくのは許せないし、また、決して許してはいけない。子どもたちは、支配と抑圧と恐怖の中で生きていくのだ。「辛かったね、よくがんばったね」だけで済まされることではない。こうした悲惨な状況に置かれている子どもたちの発見と治療が、緊急に必要なのである。

シェルターに入ってくる母子を見るたびに、支援の継続性がないことを残念に思う。シェルターを利用した子どもたちが、次の支援につながってゆけるようなネットワークがあればと思う。DVは、女性の問題であると同時に、子どもの問題でもある。

今必要なのは、「暴力を許さない」という社会的なうねりを起こすことではないであろうか。

メンバーの コメント

◆子ども支援とDV支援がともに手をとる

- ・女性に対する暴力と子どもに対する暴力が切り離されて見られている。
- ・子どもの問題を考えるとき、川上で起きている虐待やDVの問題にも目を向けていかないといけないと気づいた。

◆男性対女性ではなく、“闘うべき相手は暴力”

- ・男性対女性の対立構造を生まないようにしないといけない。暴力が敵なんだということを常に意識しながらこの問題に関わっていきたい。
- ・男性もこの問題に対して解決していきたいという意識をもっていることもアピールしていきたい。
- ・女性も男性も性別役割意識が自らの行動を縛っていることを理解しないといけない。
- ・DVの根っこには女性の問題がある。施設などに来ている女性が置かれている位置がまだまだ差別的である。

◆子どもたちへの教育や支援の充実を

- ・一旦保護された子どもたちがこれから社会に出ていくときにつながっていく場がない。
- ・子どもたちに何か問題が起きたときにどこかに話せる人がいることが大切。
- ・若い男性にDVの話をする、「自分も暴力を受けてきている。そのために自分も暴力をふるう大人になるのではないかと怯えている」という。子どもたちも苦悩しているのが現実。
- ・大学生が「法律が変えられるものとは思っていなかった」という。基本的なことさえも教えられていないんだということを前提に教育をすすめていけないといけない。

◆当事者の声を届けよう

- ・実態を伝えていくためにプライバシーの問題があり、具体的に問題を出していくのが難しいと感じている。広げていくための戦略を。
- ・当事者の声が出しにくいので、現実の実態をタイムリーに伝えていくことが難しい。
- ・被害が深刻でないと訴えが通らないのが現実だ。

◆アジアから学ぼう

- ・加害者対策として、カンボジアでは加害者更生プログラム(perpetrators' program)として、長時間かけて、仏教思想に基づいたプログラムを展開している。
- ・この問題はすでにグローバルスタンダードだということをキーパーソンに理解してもらわないといけない。
- ・どの国にも素晴らしい法律があるけれども、実態とのギャップが大きいのが共通事項だ。
- ・貧しいと言われている国でもさまざまな制度があり、さまざまな展開がなされている。
- ・バングラディッシュの地域にワンストップセンターがあったり、病院の中にも暴力を受けた(女性の)支援団体と連携したモデルがある。

- ・フィリピンでは男性セレブリティを巻き込んだ、女性に対する暴力防止の普及啓発キャンペーンを展開している。
- ・今年の国連女性の地位委員会のテーマは「女性と女兒への暴力の根絶」。どんな議論が展開されるか注視したい。

◆法律的な課題も無視できない

- ・面会交流は原則面会決定がなされているのが現状。その後の子どもについては十分配慮されていないことが問題だ。
- ・裁判所の限界がある。裁判官は転勤が多く、DVについての理解が十分でないこともある。特に精神的な暴力や言葉の暴力に対して、裁判所の理解が低いと感じる。
- ・裁判所には現実がなかなか入りにくい場だ。DVや虐待は特殊なこととして扱われている。

◆面会交流の場で子どもの利益を考えよう

- ・子どもの最善の利益を考えると、DVのようなケースでも常に親に会わせることが理想なのか。
- ・面会交流は養育費との取引条件ではないはず。
- ・主たる監護者が安心で安全であることが重要だと思う。

◆関連する課題についても目を向けよう

- ・社会保障の問題、貧困対策についても目を向けていかないと暴力加害者から逃げられない、また暴力のなかに巻き込まれていくなど、働けない現実
- ・発達障害、発達の偏りの問題についても、きちんと予算をつけて、対策を立てていくことも重要だとおもう。
- ・労働の問題も密接にかかわってきているので連携していくこと。
- ・行政の扱いが、ある一定の年齢から扱いが変わってしまうことが問題だと思う。65才を超えると高齢者の虐待をつかつての保護しかできない。
- ・行政の縦割りを越えていけるか、が深刻な課題だと考えている。

第2章

DVにさらされた子どもの影響

現状報告②

心の側面から



DV にさらされた子どもの影響

現状報告② 心の側面から

発題者 1 春原由紀さん

武蔵野大学人間科学部人間科学科教授
NPO 法人 RRP 研究会理事。臨床心理士

発題者 2 白川美也子さん

精神科医・臨床心理士。現在、医療法人カメリア横浜カメリアホスピタル精神科医
Seeding Hope 代表理事

春原由紀 (すのはら ゆき)

■ DV の被害による影響

武蔵野大学と NPO 法人 RRP 研究会が連携して、DV 被害者である母親と子どものためのコンカレントプログラムを実施している。これは、もともとカナダで開発されたプログラムの日本版で、心理教育的側面とグループセラピーの両側面をあわせもつ。

DV の被害によって母親は多くの影響を受けるが、特に母親としての養育機能がダメージを受け、母子関係に不調をきたすという点が、特徴的である。

一方、子どもが受ける影響も大きなものであり、行動面にも、感情面、学習面といういろいろあるが、中でも特に重要なのは、価値観への影響である。子どもたちが学習してきた認知（価値観）

の中で、DV に繋がるものとして、

- ①暴力の正当化。強い者が弱いものを支配するのは当たり前という考え方。
- ②母親の自業自得。加害者はみな、被害者に責任転嫁するが、そういう場面を見て育つと、「お母さんが悪いからやられるんだ」という認知が成立してしまう。
- ③男性は、女性より優れている。



Profile

すのはら ゆき
春原由紀

専門分野：臨床心理学（キーワード：虐待・DV 被害母子・家族関係・心理劇・グループカウンセリング）
児童心理学、児童臨床心理学、心理療法学、心理療法特論、学校臨床心理学特論、発達支援特論。

④愛情があるから、支配する。

⑤怒りがわいてきたら、暴力をふるってもいい。

こうした認知を、子どもたちは家庭内で夫婦の関係を見ながら、学習してしまう。こうした認知は、DV を次世代につなげる大きな要因となる。これをどうやって変容していくかが、プログラムでは大きな課題となる。

■ DV 被害を受けた母親への援助

DV 被害を受けた母親への援助として、まず、母親が示すさまざまな症状は、医療やカウンセリングの対象となって支援を受ける体制が徐々にではあるが整う方向にある。また、就業支援など、自立への援助もある。つまり、全体としては母親自身の回復・自立に重点が置かれた援助に重点が置かれている。一方、被害者支援機関では、子どもは、被害者ではなく同伴者に過ぎないとされることが多い。

また、母親としての養育機能や、母子関係の不調をどうやって改善していけばいいのかという視点は、ほとんどない。コンカレントプログラムの母親グループの中心的課題は、まさにここにあり、このグループの目的は、母親自身のエンパワーメントと養育機能の回復を同時に図ることである。

■ DV 被害を受けた子どもたちへの援助

日本では、DV 被害を受けた子どもたちへの援助は、ほとんど手付かずの状況である。コンカレントプログラムはもともと、子どもたちへの支援が目的だった。子どもたちへの支援を進めていかないと、DV の連鎖は断ち切れない。

子どもたちは、DV を知っている。知っているけど、話さない。家族の秘密として、抱え込んでいく。不安感や自責感、悲しみ、怒りを表出しないで抱え込んでいる。抱え込む中で、自分なりの処理をしていく。そうすると、影響は複雑化するので、支援の必要性は高い。

■ 子どもグループへのインタビュー

コンカレントプログラムの子どものグループの目的は、

1. 子どもが虐待・暴力を理解する機会を持てるようにする。
2. 適切な感情表現とそうでないものについて、学ぶ。

3. あらゆる虐待・暴力を受け入れることはできない、両親の間で起きたことは、子どもたちの責任ではないと伝え、自責感を減らす。
4. 子どもたちが安全でいられるための安全計画を立て、効果的なスキルを学習する。

これら4つのテーマについて、プログラム終了後に子どもたちにインタビューした。子どもたちの認識がどのように変化したのか、生の声の一部を紹介する。

- ①暴力：「いくら相手が何と言っても、たたくのは良くないって、グループでわかった」
「暴力を絶対にしちやいけないって、よくわかった」
- ②感情：「火山がおもしろかった。勉強にもなった。怒りの静め方、勉強になった。おもしろい実験、すごいなと思った」(怒りの火山の実験のワーク)
「重曹と石けんという名の怒りを(スプーンに)入れて、ちょっとしたきっかけという酢(食紅)を入れて、(怒りが)ぶくぶくって出てきて、心を鎮めることを言いながら、水を入れた。大好きだったから覚える」
- ③責任：「"子どもは悪くない" っていうのが印象に残っている。私もたまに自分が悪いんじゃないかと思うことがあった。自分が悪くないってことがわかった」
「自分も暴力はやっちゃいけない」
- ④安全：「相談できるところがあるんだということを知った」
「相談できるところのカード、ランドセルに入れてる」

最後に、グループ活動であることについて、「このグループはどうだった？」と、たずねた。

「家のことを周りに話せないけど、ここではいろんなことを話せてよかった」
「みんなに会えてよかった、元気になった」

最後に、DVに曝されてきたことで、母親も子どもも、そして母子関係も大きな被害を受けている。そうした被害を包括的に支援していくことが大切である。

白川美也子 (しらかわ みやこ)

■子どものトラウマの特徴

今日は、虐待された子どもたちのトラウマやPTSDの専門家としての立場から、当事者だけでなく、家庭内、特にDVの二次的な被害者ともいえる子どもへの影響について、お話ししたい。

PTSDとは何かを理解するためには、トラウマを負うとはどういうことなのかを理解することが必要である。まず、トラウマとストレスの違いについて、力がかかって元に戻るのがストレスで、戻らないのがトラウマ。トラウマの場合、後々まで脳の中に残ってしまう。そして、PTSDは、トラウマの傷が深く、長い間続く場合を指す。

子どものトラウマについては、ランディ・バンクロフト著の「DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒す」がすばらしい著作なので、ここで紹介しておく。

子どものトラウマには、いくつかの特徴がある。特に男の子に多いのだが、自分は平気だと思い込み、傷ついたことを認めない。気持ちが麻痺してしまったり、自己催眠をかけてしまったりする。すごく怒ったり、また、怒りを抑え込んでいた後にいきなり怒り出したりする。

複雑なトラウマの影響としては、①感情調節障害、②対人関係困難、③自尊心の問題、④自傷的行動などが挙げられる。また、子どもの発達そのものに、大きな影響を及ぼすことがわかっている。3人に1人の女性がDV被害を受けている場合、30人のクラスだったら10人の子どもが影響を受けていることになる。

PTSDは、安全が確保されて初めて発症する。DVは、加害者と共に住んでいるわけだから、なるべく考えないように、思い出さないように記憶を押し隠すので、解離や抑圧が生じやすい。そのような場合、行動上の問題として回避型と攻撃型に分かれて表れる。回避型は、性行動を回避したり、薬に依存したり、うつになったりする。一方、攻撃型は、性行動が過多になったり、覚せい剤やスピードなどの刺激の強い薬物に依存したりと、危険な行動や反社会的行動に走る。

■自傷行為と再演の臨床例

DVなどの子ども期の家庭内のトラウマは子どもに感情を感じさせないようにするし、親を頼れないと思わせる。そういうときに、子どもは内的な衝動を自傷行為やヒトではなくモノに頼ることで調節しようとする。その最初の形が「頭うち」という形で起きることがあり、さらにリストカット、薬物依存、などに続いて行く。PTSD症状は出なくても、子どもの脳にはトラウマ記憶が刻印されており、母親に父親が行なった行為を同様に繰り返すという形で再体験症状を行動化した。

【ケース】3歳男児：乳児期からとても加虐的な父親の暴力にさらされ、5分ごとに壁に頭をぶつける自傷行為を繰り返す。さらに長じて父親が母親に対して行なったのと同じような虐待的行動を母親に行なうようになった。

■性的虐待の臨床例

意外に多いのが性的虐待で、DVと性虐待が合併して起きていたケースを多く取り扱ってきた。性的虐待の定義は、同意可能な年齢以下の子どもに対し、性的に成熟した大人が、子どもに対して、通常の社会的責任を無視し、大人の性的満足に至る行為をもつこと。強制的かどうか、性器や身体を触ったかどうかは、問わない。あらゆる暴力が、通常の境界線の侵害であるが、性虐待は最も深刻な境界線の侵害であることを考えればDVに性虐待を伴うことが多いのはわかりやすい。そして、性虐待を行なうDV加害者は、子どもにそれがどれほど苦痛を与えるかに対する共感性を欠くという意味では最も悪質であり、虚言、好訥的な傾向も目立ち、裁判の脅し、実際に母親を逆訴訟したりすることも多く経験している。



Profile

しらかわみ や こ
白川美也子

トラウマの連鎖を防ぐため、成人だけでなく、乳児院、児童養護施設、出産を扱う婦人保護施設など社会福祉施設での活動にも力を入れている。主に女性・子どものトラウマ治療にあたる。東日本大震災による子どものトラウマ支援も。

【ケース】3歳女児：両親が別居の後、父親が子どもを拉致し、半年間手放さなかった。帰ってきた後は、男性を怖がるようになり、また、面接交渉の後は、「パパがおっぱいをなめる」「おまをいじる」などと、母親に訴えるようになった。幼児のPTSD症状に対して、プレイセラピーにて改善した。

■DVの世代間伝達はなぜ起きるのか？

最後に、DVの世代間伝達はなぜ起きるのか？ DVに走る男性はひどいと思っていた時期があったが、子どもを診れば診る程、子どものころにDVの被害者だった子どもが、大人になって加害者になっていくことを理解するようになった。しかし加害者の治療は難しく、それを繰り返させない為には世代間伝達のメカニズムを知る必要がある。

子どもが大人のようにトラウマ記憶をただもっているだけでなく、脳の中に行動パターンとして学んでしまう「トラウマ学習」という現象がある。そして、再演＝自分がされたことを、自分の体を使って繰り返す。また子どものトラウマ記憶はそれが起きた場所を思い起こされる場所におかれると、より活性化するという状況依存的な性質をもつ。

たとえば父親がいつもちゃぶ台をひっくり返すことからDVが始まったあるケース。子ども虐待はなく、子どもはすごく気を使う「いい子」に育った。職場でも高く評価され、同期からも好かれ、いい出会いがあつて結婚した。ところが新居にはちゃぶ台があり、そのとたんに状況依存の記憶が刺激された。そういう場において女性が何かをしてくれなかったらそこを破壊してもいい、女性を傷つけてもいい。そこで、ちゃぶ台返しが始まった。

男性の加害者で私に治療を求めてきた人の話を聞くと、「どうしても止められない」「なぜ自分がそうなるのか、わからない」と述べる。DVはもしかしたら、トラウマ学習・再演・状況依存の記憶が、セットになって起きているのかもしれない。

だから、男性を責めているだけでは、何の解決にもならない。DVの根絶のためには、子どもが被害者であるということを、世の中にしっかりと訴えていかなければならない。

メンバーの コメント

◆母子心理教育プログラムは義務に

- ・できるだけ多くのDV被害母子に母子回復プログラムを受けてもらいたい。第2、第3の加害者をつくらないためにも。
- ・子どもの心理教育プログラムを受けることが被害を受けた母子に義務づけられるといいと思う。
- ・今後、DV回復サバイバーができるナラティブ・エクスプロージャーセラピーを実施していこうと思っている。母親が回復することを起点に、いい循環をつくりたい。もとお母さん自身の回復に重点を置いてほしい。
- ・親からの被害を受けている女の子が、兄弟の男の子からも加害を加えられるケースもあることを知ってほしい。子どもの被害者性についてもきちんと言っていくことが重要だ。
- ・お母さん自身がDVを受け、家から逃げて、離婚する中で、とても疲れ果てている。子どもを守っていくゆとりがなく、生きること一杯なのが現状だ。ようやく母子の生活が保障された後も、今度はひとり親の貧困という経済的な問題が重くのしかかっている。ぜひ回復のために、母子心理教育プログラムを受けてもらいたいと思う。

◆加害者対策が必要

- ・変わりたい、助けてほしいという加害者もいる。加害者プログラムに入ってもらって再学習をしてもらうことが必要だ。しかし、なかなか変わることは難しいのが現状だ。
- ・まず、加害者自身が“自分がちゃぶ台をみたらひっくり返したくなること”に気づくことが重要だ。
- ・変わるには長時間かかる。プログラムを重ねて受けている人がいる。新しい人がグループにくると、過去の自分と重ね合わせ、今の自分が変わったことを気づくことができる。そういう場が大切だ。
- ・子どもが大人になって加害者になるだけでなく、子どもが子どものままで加害者になるケースもある。兄弟間での暴力につながるケースもあるという視点も必要だと思う。
- ・DVを受けている被害者たちの本当の願いは、父親が変わってくれて家族と一緒に生きていきたいというもの。しかし実際に認知をかけることは難しい。加害者プログラムは被害者支援のひとつでもある。
- ・加害者プログラムを受けることが免罪符になってはいけない。加害

者自身もPTSD症状を引き起こしている人は良くなっている。

- ・DVは許されるものではないことと、加害の責任は加害者にあると明確にしたうえで、加害者も子ども期からの元被害者であるという点もうまく伝えていければいいと思っている。

◆子どもたちが被害に気づくには、教育の場に情報を入れること

- ・被害を受けている子どもは、客観的には単に暴れている子どもだったりする。本人が気づいていても加害家族のことを言い出しにくいのが現実だ。子どもが早い段階で気づくことができるようにしていくこと、被害を受けていることを言えるようにすることが必要。
- ・子どもは時間をかけて徐々に被害を受けていることに気づいていく。だから時間がかかる。デートDVの情報などを学校教育の中に入れていくことが重要だ。
- ・精神科医もDVのことを知らない人が多い。医学教育の中にも入っていない。一般的な臨床心理士の授業プログラムにもDVの問題も虐待の問題も入っていない。この状況を打開しないといけないと感じている。

◆経済界、各省庁でできることもある

- ・加害者プログラムは犯罪者の更生プログラムとして実施されている。アメリカやカナダではコートオーダー（裁判所の命令）によって実施されているが、日本は妻からのワイフオーダーでしかないことが課題だ。
- ・児童虐待法、高齢者虐待法、DV法それぞれが別の要件で、別々の保護をして、それぞれ違う対応しているのが現状で問題も起こっている。DV防止法の改正を子どもの保護という視点から、お母さんの保護のための付随的な扱いになっている状況を変えていきたい。どうやって実際にDVのケースで子ども自身を保護していけるのか、これが大切な課題だと思う。
- ・先日、日本の製造業の従事者が1000万人を切ったと報道があった。日本はサービス産業化している。非正規雇用が増えた。不安定雇用と低賃金の雇用しか生まれてきていない。そこで増えてきているのが子どもたちのひきこもりや新型うつ病の蔓延。企業は正規採用を抑制する悪循環のなかで、今後もDV家庭が増えていこうと思う。

- ・経済同友会や経団連などの人事担当部門に、飲酒運転したら解雇だという就業規則と同じように、DVをしたら解雇だという規則をつくるなど、社会的なアピールをしていく。
- ・台湾にあるような、各省庁に家庭暴力防止委員会をつくっていくことだ。
- ・行政組織の縦割りの問題がある。被害女性の支援にあたるのは内閣府、子どもの支援は厚生労働省とぜんぜん違う組織。DVは母子関係を壊されていくから、母子両方を包括的に支援をする機関が必要。
- ・限られた資源をどのように生かすか、を考えると、母親の支援が根幹になるのかと思う。そのうえで、子どもの支援、加害者支援があってほしい。

◆多くの人に広めていこう

- ・この問題の根の深さと広がり危険性を、何も知らない人に伝えていけないといけな。
- ・これは人権の問題だ。実際に被害者に接していない人には伝わりにくい。深刻さを伝えていくこと。
- ・問題解決するためには、まず、当事者が人権侵害の被害者であることに気づく、支援者が寄り添うこと、法律などでも支援があること。
- ・自分自身もだれしも同じように、習得した固定観念に従い、見たいものをみる習慣ができていく。気づく機会をつくらないといけな。
- ・社会全体が第三者の問題ではないと思うこと。普通に生きている人がこの問題に関心を持ってほしいと思っている。
- ・子どもの虐待防止の活動について熱く語っていると、虐待や暴力は“気持ち悪いこと”ととらえられたことがある。もっと間口をひろげつつ、いろんな切り口で訴えていこうと思っている。被災地の活動は、地域のなかでやっている。
- ・もっと男性に関心をもってもらおうこと。

◆政策をつくること、モデル事業ができる場をつくっていこう

- ・支援プログラムなどを勉強する人はたくさんいるが、それを実践する場所が増えない。グループを実施するのはお金がかかる。それを支援してくれることも重要。

第3章

DVにさらされた子どもの影響

現状報告③

DVサポート・シェルターの活動から



DV にさらされた子どもの影響

現状報告③ DV サポート・シェルターの活動から

発題者 近藤恵子さん

NPO 法人全国女性シェルターネットワーク共同代表
NPO 法人女のスペース・おん理事
パープルユニオン副執行委員長

近藤恵子 (こんどう けいこ)

■子どもたちは、DV 防止法の蚊帳の外

全国女性シェルターネットワークは、68 団体を構成メンバーとして、DV 被害者に対する支援活動を行っている。その中で、日本の社会に何が欠けているかを痛感してきた。

2001 年に初めて制定された DV 防止法以来、裁判所が加害者に接近禁止命令を出すなど、国の施策が講じられるようになった。ただ、防止法・保護法としての現在の DV 防止法には、どうしても限界がある。この法律では、対象が「配偶者間」に限定されるため、デート DV や子どもたちへの性的虐待、セクシュアル・マイノリティの被害などを、救うことができない。

その結果、子どもたちは対象にならないまま、別の法律で対処されることになってしまう。いわゆる「縦割り行政」の弊害が、ここにも表れている。

■子どもたちの DV 被害の実態は、こんなに深刻

DV 支配が発生する家庭では、直接・間接を問わず、子どもたちが被害にまきこまれる。家の中が、子どもたちにとり、危険で恐ろしい場所になっているのである。その結果、子どもたちは、心身に深刻なダメージを負ってしまう。

2004 年 3 月に、北海道シェルターネットワークがとりまとめた『DV と子どもへの影響調査』では、暴力場面の目撃、怒鳴る、おどす、一方的ルールの押し付けなど、何らかの精神的暴力を受けている子どもたちの割合が、90.2% に上っている。この数値は、DV 家庭の子どもたちの証言にもとづいた結果だが、私自身は、実際には 100% = 全員ではないかと思っている。

次に多いのが、平手でたたく、つきとばす、ものを投げつける、けるといった身体的暴力で、43.7%。そして、性的暴力の被害を受けた子どもたちの割合は、5.5% である。

これらの加害者の 83.3% は、実の父親であることがわかっている。実の母親の虐待が多いという指摘もあるが、こうした指摘には疑問を感じる。母親による虐待事件の報道記事を読んだりすると、「そのとき、父親はいったいどこで何をしていたの?」と、問いただしたくなる。一見、母親が虐待しているように見えても、実は、裏で父親が「あいつにはメシを食わせるな!」などと、命令していたりすることもある。

表面上の加害者ではなく、真の加害者を明らかにしてきちんと犯罪の責任をとらせると同時に、処罰を下すべきだと思う。

■特に深刻な性暴力被害

子どもたちが遭遇する DV 被害の中で、最も深刻なダメージを与えるのが、性暴力被害である。NPO 法人全国女性シェルターネットワークでは、小冊子「性暴力被害にあった子どもたちのサポート・マニュアル」を作成している。全国女性シェルターネットワークが実施した調査では、6% を超える性暴力被害者が確認されている。

一方、2009 年度の調査では、実の父親からの被害は 67.1% で、継父から

こんどう けいこ
近藤恵子

Profile

20 代から女性運動にかかわり、「女のスペース・おん」を活動拠点として、相談事業・調査研究活動・政策提言活動・教育啓発活動・ネットワーク活動などを展開している。DV 犯罪にまきこまれる子どもたちの被害影響も深刻である。全国女性シェルターネットワークの調査によると、シェルターを利用した子どもたちの 6% が性暴力被害を受けており、加害者のほとんどは実父であることがわかっている。

防止法・保護法としての現 DV 防止法には限界がある。DV を根絶するためには、加害者に犯罪の責任をとらせると同時に、暴力を選択しない生き方を身につけさせる教育プログラムが必要だ。また「配偶者間」に限定した法律内容では、デート DV や子どもへの性的虐待、セクシュアルマイノリティの被害などを救うことができない。包括的な性暴力禁止法の制定が急がれる。

の被害は25%。DV家庭が、子どもたちにとっていかに危険な場所となっているかがよくわかる。

性暴力被害に遭ったときの年齢は、0歳から14歳までの低年齢での被害が圧倒的に多く、72%に上っている。低年齢であればあるほど自分でも何が起きたのかよくわからないため、本人が自覚できず、身を守ることもできない。こうした性暴力被害の件数は、年を追うごとに増え続けている。

2年間で202件の外来を受けたSACHICO（性暴力救援センター・大阪）の実績によれば、性虐待被害児の初診時の年齢は、1歳～5歳が10.9%、6歳～10歳が22.8%、11歳～15歳が56.9%、16歳～19歳が9.4%である。

実際に被害児と付き合った経験から言えば、DVは子どもたちの人生を抹殺する。不登校やひきこもり、家出、自殺企図、リストカット、薬物依存などのほか、いじめの対象になるなど被害は重複し、シェルターでおちつきを取り戻すまでには、すさまじい症状を示す。みんな自尊心が不足しており、自分の居場所をつくることができない。しかし、子どもたちが示すこれらの深刻な行動は、辛い体験を克服して生き延びようとする被害回復の第一歩を示している。

日本の社会においては、こうした子どもたちが回復を遂げるための手立ては、とても貧弱である。

■電話相談は、子どもたちにとって大切な駆け込み寺

パープルダイヤルやパープルホットライン、よりそいホットラインなど、さまざまな電話相談があるが、中でも昼夜を問わず24時間受け付けている電話相談は、子どもたちにとってとても重要な存在になっている。その理由は、親がいないひとりきりの時に無料でかけられるからである。行政の相談窓口のように、朝9時から夕方5時までなどと時間が限られてしまうのでは、相談したくてもできるわけがない。

ホットラインにかけてくる子どもたちの生の声を聞くと、「父親による性暴力被害で、これまでに2度も人工妊娠中絶を強いられた」「被害について、学校や児童相談所に相談しても、きちんと対応してくれない」など、深刻な状況がうかがえる。

子どもたちには、24時間受け付けてくれる電話相談だけでなく、24時間いつでもかけ込めるシェルターが必要である。

■子どもは、回復支援を受けるべき独立した被害当事者

DVセンターや児童相談所の職員は、DV被害にまきこまれてしまった子どもたちに対して、親の同伴児童という見方しかしない。しかし、子どもたちには、母親の同伴児童ではない対応が必要である。子どもたち一人ひとりを、独立したDV被害の当事者として見なければならない。一人ひとりが、心身に受けたダメージの回復支援を受ける権利者なのだから。

父親はもちろんであるが、母親とも一緒に暮らすことができない子どもたちがいる。だから、子どもには子ども専用のシェルター、子ども専用のスタッフが必要なのである。

■DV対策の先進国スウェーデン

ここで、国内100箇所にチャイルド・サポートハウスをつくっているスウェーデンの先進的な取り組みを紹介したい。スウェーデンでは、犯罪被害者庁という国家機関が、DVの加害者からお金を集め、国費として被害者のサポートに役立てている。つまり、被害者には経済的負担をかけないということである。DV対策が、国の重要な施策のひとつになっており、暴力はれっきとした犯罪行為で、それを根絶するために国費を投入するのは当たり前だという考え方をとっている。

日本ではなぜ、こうした考え方ができないのだろうか？

ただ、そんなスウェーデンでも、DV被害はかなり深刻な状況にある。人口900万人に対して、被害の相談件数は約3万件。人口1億3,000万人の日本に置き換えてみると、およそ30万件に相当するので、かなり深刻な状況とっていいだろう。

一方、性犯罪被害の届け出については、両国の間には大きな格差がある。5～6年前の調査によれば、スウェーデンの2万7,000件に対して、日本ではわずか17,000件にとどまっている。

■子どものためのサポートシステム

現在の日本では、子どもたちのためのサポートシステムは、とても貧弱である。そうした子どもたちを誰が支えているのかといえ、子どものための

ホットラインや産婦人科医によるメール相談など、志のある民間団体や個人によって支えられているに過ぎない。実際には、こうした人々によって全国津々浦々でさまざまな取り組みが行われている。多くの産婦人科医や精神科医が、独自の立場で支援活動を展開している。これをひとつのラインとしてつないで行かなければならないと思う。

子どもたちは、自分たちと一緒にあって闘ってくれる大人を必要としているのである。

■暴力のない地域社会をつくるためのグランドデザインとは？

3人に1人の女性がDV被害にあっている。また、相談に行った先の警察や自治体の窓口で遭遇する二次被害も多い。あちこちでさんざん精神的に傷つけられ、最終的に心身ともにほろほろになってシェルターにたどりつく。こうした二次被害は、初期対応が適切にできれば、PTSDになることを避けられる。

何よりも必要なのは、政策決定の場に当事者が参画することである。議会制民主主義の手法では多数決原理によって政治が動いていく。問題を抱えている少数派の声は、どうしても届きにくくなる。

国は既に、DV対策に関するさまざまな方針を決定しているが、来年度の予算を見ると、DV関連ではほとんどついていない。つくづく、国の政策決定の場に当事者が参画することが不可欠だと思うし、また、当事者こそが、問題解決のためのグランドデザインをえがける誰にも勝る専門家なのである。

暴力の支配に遭遇すると、人間同士の関係性＝つながりが途切れてしまう。DVでも、人間同士の関係性こそが回復の原動力。人はひとりきりでは生きてゆけない。口では「死にたい」という言葉を発しても、それは逆に、「生きたい」という思いを意味している。自分自身が味わった痛みを「大変だったね」と、理解してくれる他人がいれば、人は生きてゆけるものである。

現代の社会は、暴力化がどんどん進んでいると思う。暴力のない社会は、人類がまだかつて獲得していないものだが、だからこそ、暴力の根絶のための仕組みづくりと人々の意識改革が大きな課題であると思う。暴力のない地域社会、世界の実現こそがめざすべきゴールだと思う。

メンバーの
コメント

◆10代の女の子の現状を伝え、解決への道筋を

- ・10代の女の子の支援をしている。大人に相談できない女の子たちだ。優しいと思った男性についていき性暴力を受け望まない妊娠、出産を余儀なくされている。事情があって家にいられない。人とのつながりを求めて街をさまよっている。
- ・加害者である男たちは彼女たちが傷ついていることも知らず、同じことを繰り返している。なんで被害者だけが放り出されているのか。現実が悔しい。傷ついて、涙をながし、大人への不信感を募らせる女の子たちは、自殺の危険性が高くなっていく。
- ・未成年の場合、虐待があっても、親のところに戻されることが問題だ。
- ・性被害に限ると泣き寝入りをしなければいけないケースが多い。本人に被害者という意識がない。自分が悪いと思っている。被害届を出そうと言っても、親に知られること、加害者に遭うこともいやがる。支援の窓口があっても行かない。
- ・子ども支援で、24時間、365日相談電話を受けているが、土日や夜間にかかってくる相談電話が多い。
- ・大阪にはSACHICO、東京にはSARCができた。
- ・緊急の事故の場合、救急の対応が仕組みとしてあるが、心の事故の場合、緊急支援のネットワークがない。
- ・彼女たちは人との出会いのなかでこうなっていったんだということを伝えていきたい。

◆暴力の生まれる背景、構造に視点をあてよう

- ・実母からの虐待が多いという報道が気になっている。その背景には父親の暴力があるのではないかと感じている。
- ・DVの家庭では、だれも加害者にあらがえない構造になっている。虐待で子どもが亡くなる事件があると、必ず母親が責められるが、その時父親はどうしていたのかと思う。本来の支配者、加害者をあぶり出し、処罰しないとイケない。
- ・暴力の構造全体を受け止めないといけいない。どういう構造で暴力が生まれるのかを知り、社会全体が受け止めないといけいない。

- ・日常の中で、起こっている事件について、その背景になにがあったのかについて話し合ってみるなど、誰にでもできることはある。
- ・父親がこの事実を知り、母親による暴力の背景には、父親にも必ず責任があるということを父親が認識すること。
- ・両親学級で母親だけに育児指導するのではなく、父親にも同様に育児の大変さだったり、楽しみだったり伝えていくこと。

◆暴力が敵、男性が敵ではない

- ・女性からの声だけだと、男性は口をつぐんでしまう。男性対女性の対立の構図を突破したいとおもっている。男性がやっていることにも応援をお願いしたい。
- ・妻が男をつくって家をでてしまって、大変な思いをしている父親もいる。すべてのひとり親家庭は同じ状況にあるということを知ってほしい。母親から性的虐待を受けている男の子もいる。
- ・女性支援をしているひとは二足のわらじをはけないので、お互いの立ち位置で支援をしながら、協力してやっていくのがいいと思う。

◆自分のこととして考える、当事者意識をつくっていく

- ・この問題は他人事として「がんばってください」という人が多い。普通のひとが関与しにくい状況になってしまっている現状をどう打開するか。
- ・デートDVの出前講座を実施している。高校生たちはよく話を聞いてくれる。自分の家にDVがあることや自分が加害をしていたり、女の子をコントロールしていると気づいたと話してくれる。今の子どもたちに暴力についてきちんと教育をしていくことがもっとも重要だ。
- ・ひとは自分が経験してみないとわからない。行政の職員がDV被害者になり、行政の窓口を回って支援を依頼するロールプレイを実施した。「やってみて初めて大変さがわかった」という声があがった。当事者の大変さを体験してもらったことで理解が進んでいる。
- ・「私の痛みを自分の痛みと思ってくれる支援者に出会って生きることができた」という当事者がいる。人は一人きりでは生きていけない。だれかひとりが「死なずに生きていこうよ」と言ってくれる人がいること。ひとりで受け止めてくれる人がいると、人は生き延びることができる。

◆暴力の防止、予防は行政コストの削減

- ・自治体で、“この問題は実は財源の問題なんだ”という話をしている。親が子育てに困り、養護や支援を必要とする子どもを増やすことは、大変な費用がかかることになる。これから少子化で財源が減っていくなか、「前倒しで予防的政策を実施していくことが重要なんだ！」というのわかってくれる。男性への育児指導や、子どもたちへの予防教育をすることは自治体の経営上必須のことだから。
- ・メタボキャンペーンが成功したように、男性にはお金に置き換えてコストの計算をしてもらおうとわかりやすいと思う。『イクメン』という言葉は、日本経済新聞の社説に掲載されたあと、問い合わせが増えた。
- ・この問題は、予防をすることが重要。何かが起こってからというよりは予防的啓蒙をしていかないといけないという流れができてきている。弁護士が出張講座を始めている。東京都の小中高校に案内パンフレットを送っている。まだ声がかからないので、東京弁護士会から無料で弁護士を派遣していることを知ってほしい。

◆縦割り行政の弊害や制度の谷間をなくす

- ・高齢の女性が相談窓口にくくと、「高齢者虐待にあたるののうちでは扱えません」と言われたりする。配偶者からのDVと恋人からのDVの支援がばらばらになっているのが大きな問題だ。
- ・制度の谷間に落ちてしまうことを防止しないといけない。また、制度があっても誰もが利用できる仕組みになっているかを見ていかないといけない。災害などがあると弱いところにしわ寄せがいく。

◆子どもの視点、子育てのサポートも必要

- ・子どもの意見を反映させようという観点が出てきている。子どもの手続代理人という制度として、子どもの意思を手続に反映させる代理人をつけられるようになってきている。裁判所は子どもの意思を反映させる代理人をつけることに消極的だ。子どもの声を聴き、子どもを守っていくためにこの制度を活用していきたい。

“DVの次世代への連鎖を食い止める研究会”で 紹介されたプログラムや団体

プログラム

「びーらぶ」暴力被害を受けた女性と子どもの同時並行心理教育プログラム

「びーらぶ」プログラムは、暴力被害を受けて傷ついた子どもたちが、自尊心を取り戻して健康なこころとからだをはぐくみ、対等なコミュニケーションを学ぶプログラムです。お母さんたちも同じテーマで並行して、暴力の構造や自分たちが持つ権利などを学び、経験を分かち合う時間をとります。

スタンダードは隔週で、12回開催します。

■問い合わせ先 NPO 法人女性ネット Saya-Saya

FAX.03-6806-8684 メール：saya3@sa6.gyao.ne.jp

「チェンジ」暴力防止ユースプログラム

「チェンジ」というプログラムは、思春期の若者に「デートDV」を中心に、暴力を防止するための情報を提供し、自分を大切に相手を尊重するコミュニケーションを学んでもらう活動です。

高校や大学の授業や、市民団体や教職員研修の依頼等オーダーマイドの出前講座をしています。お問い合わせは下記まで。

■問い合わせ先 NPO 法人女性ネット Saya-Saya

FAX.03-6806-8684 メール：saya3@sa6.gyao.ne.jp

「母と子のコンカレントプログラム」(同時並行プログラム)

被害を受けたお母さんとお子さんへーグループワークへのお誘いー
カナダで実践されているものをモデルとし、子どもたちのグループとお母さんたちのグループを同時並行して実施します。

期 間：2013年6月～8月(毎週土曜日 13:30～全7回)

会 場：武蔵野大学心理臨床センタープレイルーム・グループワーク室(江東区有明)

参加者：DVの被害にあい、加害男性と別居している小学2年～4年生とお母さん、7組まで

参加費用：無料

このプログラムにご関心をお持ちの方は、FAXかメールで下記までお問い合わせください。こちらからご連絡しますので、ご連絡の方法やご都合をお知らせください。

■問い合わせ先 FAX.03-5485-3636 / 03-5530-3834

デートDV：身近な関係における不平等「男女平等に関する出張講座」

東京弁護士会では、東京都内の学校向けに「男女平等に関する出張講座」(デートDVなど)を行っています。

いまや高校生にとっても深刻な問題となった「デートDV」。身近で親密な関係の場面でも守るべき基本的人権があることや、自由で対等な関係づくりと男女平等は何かを若い男女に伝え、人権感覚と自由で平等な社会への参画意識を醸成します。生徒たちに関心の深い男女交際をテーマとするため、漫画やアニメなどの身近なツールを使い、ロールプレイも含めワークショップ方式で行います。基本編と応用編があります。

■問い合わせ先 東京弁護士会広報課

TEL.03-3581-2251 FAX.03-3581-0865

「生きるチカラプログラム」-中高生向けの教育プログラム

近年、日本では若年世代の自殺率の上昇が顕著で、深刻な社会問題になっています。BOND プロジェクトは専門家による自殺念慮実態調査委員会を結成。平成24年度東京都地域自殺対策緊急強化補助事業として、自殺のハイリスク回避を目的とした中高生向けの教育プログラムを開発しました。

「一人で抱え込まないように、いろんな回避の方法があるよ、いろんな見方もあるよ、一人一人違っていいんだよ…。自分という存在と、他者との関わりについて一緒に考えてみよう」生きづらさの現場の声に寄り添うBONDプロジェクトが作った「生きるチカラプログラム」です。

■問い合わせ先 BOND プロジェクト

メール：bond@bondproject.jp

「父親たちによるDV予防勉強会」タイガーマスク基金

タイガーマスク基金ではDV防止の勉強会「暴力の連鎖をとめよう！男性主体で考えるDVと児童虐待」を父親支援のファザーリングジャパンとの共催で実施。参加者の男女比は50:50。DVの基礎知識(DVの現状、DVの発生メカニズム、加害者の特徴、被害者の心理など)を聞く。「家庭内DVを子どもが見ることが虐待にあたる」ということを初めて知る男性参加者も多かった。

■問い合わせ先 特定非営利活動法人タイガーマスク基金(担当者：工藤)

〒113-0021 文京区本駒込2-1-18-301

TEL.03-3942-0373 FAX.03-6902-1695

メール：info@tigermask-fund.jp

「ポジティブ・ディシプリン」ー暴力のない子育てメソッド

ポジティブ・ディシプリンは、Save the Children（セーブ・ザ・チルドレン）が「子どもへのあらゆる暴力をなくす」ために開発した子育てメソッドです。効果的な子育ての研究に基づき、子どもの人権と子どもの発達についての理解を広げることを前提としています。

■問い合わせ先 center@savechildren.or.jp

団 体

ママリングス

ママリングスは、児童虐待防止に特化した子育て支援の活動と被災地の子どもたちへの支援活動を行っている任意団体です。国際 NGO Save the Children が開発したポジティブ・ディシプリンの啓発活動を行っています。

■問い合わせ先 ママリングス代表 落合香代子

TEL.03-3633-5565 メール：momrings@goatbabe.com

特定非営利活動法人 BOND プロジェクト

10代 20代の生きづらさを抱えている女の子の支援をしています。

メール相談、電話相談、面談、必要な場合は他の専門的機関に繋げる、緊急的な場合の一時的な保護などを中心に活動しています。

■問い合わせ先 bond@bondproject.jp ■相談メール hear@bondproject.jp

ホットライン

SACHICO 性暴力救援センター・大阪 24時間ホットライン TEL.072-330-0799

SARC 性暴力救援センター・東京 24時間ホットライン TEL.03-5607-0799

コーディネーター・アドバイザー

◇野本律子

市民グループの女性たちとDV被害者のためのシェルター（1993年AKK女性シェルターのちAWSシェルター）を立ち上げ、代表をボランティアとして務める。2001年に地域支援ネットワーク「女性ネット Saya-Saya」を設立し当事者に必要な支援のあり方を共同代表として模索した。現在、全国女性シェルターネットワーク理事として東京都内の民間団体連携事業に取り組んでいる。

◇西田陽光

03～05年「父親のワークライフバランス」06～09年「元気なお父さんづくり」（文部科学省推薦の下、独立行政法人福祉医療機構助成事業）の事業責任者として企画運営を担当。構想日本（政策のシンクタンク）・運営委員パブリシティ担当ディレクター財団法人まちづくり市民財団理事特例財団法人国際平和協会・理事

■ DVの次世代への連鎖を食い止める研究会メンバー

（順不同）

メディア	木村麻紀 鈴木敦子 月野美帆子 小川節子	バルシステム生活協同組合連合会月刊誌『POCO21』編集長 毎日新聞社 生活報道部 読売新聞社 生活情報部 毎日新聞社 生活報道部編集委員
子ども支援	安藤哲也 落合香代子 新島利佳 三浦りさ 橋ジュン	タイガーマスク基金代表 前 Fathering Japan 代表 ママリングス代表 NPO 法人パティチーム 子育てパートナー 子どもを守る目コミュ@文京区メンバー NPO 法人 子育てパレット代表 BOND プロジェクト代表
弁護士	折井純 鈴木ふみ	弁護士 さかさばら法律事務所 弁護士 アライズ法律事務所
研究者	湯澤直美 白井千晶 大西祥世	立教大学教授 コミュニティ福祉学部 福祉学科 早稲田大学非常勤講師 法政大学兼任講師
行政	越智方美 岡久陽子	独立行政法人国立女性教育会館 研究国際室 横浜市中区税務課係長
DV被害者支援	大津恵子 野本美保	公益財団法人矯風会理事 NPO 法人女性ネット Saya-Saya 理事
共催団体	元石一雄	(社) 日本家庭生活研究協会理事 もったいない kids 植林プロジェクト理事 元日本生産性本部常務理事
コーディネーター・アドバイザー	西田陽光 野本律子	社団法人日本家庭生活研究協会常務理事 お父さんのワークライフバランス提唱者 全国女性シェルターネットワーク理事 AWS シェルター創設 NPO 法人女性ネット Saya-Saya 共同創設者
事務局	波多野律子 佐々木真紀 根来祐 志田玲子	AWS 代表 AWS 事務局 DV の次世代研究会担当 記録、映像 記録、冊子

■編集後記

私の願いは社会が「暴力」の問題を否認せず、直視する勇気をもつこと。持続可能な幸せ感を誰もがわかちあえる連帯と責任の社会になってくれることです。行政の縦割りに做ったNPO活動ではつながりにくい人や組織とつながって、本当は全員が当事者であるDV問題を考え、次世代への被害をなくしていく責任を大人として一緒に考えていきたい。「研究会」を今後も教育・医療・家庭・貧困・自死・法律・政治などの知恵を集める場として育てていきたいと願っています。是非皆さまのご支援をお願い致します。（波多野律子 AWS 代表）